



栃木県公報

令和3(2021)年
5月31日(月)
号外
第35号

目次

規 則

- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 食品衛生法施行細則等の一部改正等…………… 3
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 15

訓 令

- 深山ダム操作規程及び板室ダム操作規程の一部改正…………… 18

公安委員会

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部改正…………… 20

企業局

- 栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正…………… 22
- 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正…………… 23

規 則

栃木県規則第二十五号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第四十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年六月一日とする。

栃木県規則第二十六号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(令和三年栃木県条例第十八号)の施行期日は、令和三年六月一日とする。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県規則第二十七号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 削除</p> <p>(飲食店等営業の範囲)</p> <p>第二十一条 条例第三十一条の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 五 略</p> <p>(音響機器の使用の禁止に係る営業)</p> <p>第二十三条 条例第三十二条の規則で定める営業は、第二十一条第一号及び第二号に掲げる営業（同条第一号に掲げる営業にあつては、設備を設けて客に飲食させるものに限る。）とする。</p>	<p>(受理書の交付)</p> <p>第九条 知事は、<u>条例第七条から第九条まで、第十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定による届出を受理したときは別記様式第三号による受理書を、条例第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三十九条の五第一項の規定による届出を受理したときは別記様式第三号の二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p> <p>(飲食店等営業の範囲)</p> <p>第二十一条 条例第三十一条の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>喫茶店（食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業をいう。）</u></p> <p>三 六 略</p> <p>(音響機器の使用の禁止に係る営業)</p> <p>第二十三条 条例第三十二条の規則で定める営業は、<u>第二十一条第一号から第三号までに掲げる営業（同条第一号に掲げる営業にあつては、設備を設けて客に飲食させるものに限る。）とする。</u></p>

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号の二

別記様式第三号の二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対する改正後の栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

3 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 特例条例別表 第一の二の項に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
二 十九 略	
二十 特例条例別表第一の三七の項第百二十号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
二十一 二十五 略	

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 特例条例別表 第一の二の項に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
二 特例条例別表 第一の十の項第九号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十七年栃木県規則第一号)第九条の規定による受理書の交付(栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四十号)第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定による届出に係るものに限る。)
三 二十 略	
二十一 特例条例別表第一の三七の項第百二十号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略
二十二 特例条例別表第二の一の項第十七号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第九条の規定による受理書の交付(栃木県生活環境の保全等に関する条例第七条から第九条までの規定による届出に係るものに限る。)
二十三 二十七 略	

(環境保全課)

栃木県規則第二十八号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則

栃木県知事 福田 富一

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この細則で「法」とは食品衛生法(昭和三十二年法律第二百三十三号)を、「令」とは食品衛生法施行令(昭和三十二年政令第二百二十九号)を、「規則」とは食品衛生法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十三号)を、「省令」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和三十六年厚生省令第五十二号)を</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この細則で「法」とは食品衛生法(昭和三十二年法律第二百三十三号)を、「令」とは食品衛生法施行令(昭和三十二年政令第二百二十九号)を、「規則」とは食品衛生法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十三号)を、「省令」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和三十六年厚生省令第五十二号)を、「条例」とは食</p>
<p>品衛生法施行令(昭和三十四年厚生省令第二百九十号)を、</p> <p>「告示」とは食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)を</p> <p>いう。</p>	<p>品衛生法施行条例(平成十二年栃木県条例第四号)を、「告示」とは食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)を、「指定営業」とは令第三十五条の規定により指定された営業をいう。</p>
<p>第二条 法第十条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜検査員とする。</p>	<p>第二条 法第九条第一項ただし書に規定する当該吏員は、と畜検査員とする。</p>
<p>(書類経由)</p> <p>第三条 法、令、規則、省令、告示及びこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する申請書又は届出書は、すべて営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類経由)</p> <p>第三条 法、令、規則、省令、条例、告示及びこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する申請書、報告書又は届書は、すべて営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長を経由しなければならない。</p>
<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第六条 規則第六十七条の申請書及び規則第七十条の二の届出書は、別記様式第四号によるものとする。</p>	<p>(営業許可の申請等)</p> <p>第六条 規則第六十七条第一項の申請書は、別記様式第四号によるものとする。</p>
<p>(許可営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第七条 規則第六十八条第一項の届出書及び規則第七十条第一項の届出書は、別記様式第五号によるものとする。</p>	<p>(許可営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第七条 規則第六十八条第一項の届出書は、別記様式第五号により、規則第六十九条第一項の届出書及び規則第七十条第一項の届出書は、別記様式第六号によるものとする。</p>
<p>(申請書等記載事項変更の届出)</p> <p>第八条 規則第七十一条の規定による届出は、別記様式第六号により行うものとする。</p>	<p>(申請書記載事項変更の届出)</p> <p>第八条 規則第七十一条の規定による届出は、別記様式第七号による届出書を事実発生後十日以内に提出して行わなければならない。</p>
<p>(廃業の届出)</p> <p>第九条 規則第七十一条の二の届出書は、別記様式第七号によるものとする。</p>	<p>(廃業等の届出)</p> <p>第九条 指定営業を行う者は、廃業又は休業したときは、速やかに、別記様式第八号による届出書を提出しなければならない。</p> <p>2) 前項の届出書は、営業者が死亡した場合は相続</p>

人が、法人が解散した場合は清算人（法人の解散が合併によるときはその業務を執行する役員であつた者、破産手続開始の決定によるときはその破産管財人）が提出するものとする。

3 営業を休業した者が、営業許可の有効期間内において再び営業を開始しようとするときは、開業の十日前までに別記様式第九号による届出書を提出しなければならない。

（製造業及び加工業の届出）

第十条 条例第四条第一項の規定による届出は、別記様式第十号により行うものとする。

2 条例第四条第二項（条例第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十一号により行うものとする。

3 条例第四条第三項前段（条例第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二号により行うものとする。

4 条例第四条第三項後段（条例第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十三号により行うものとする。

（給食施設の届出）

第十一条 条例第五条第一項の規定による届出は、別記様式第十四号により行うものとする。

2 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 健康増進法（平成十四年法律第百三三号）第二十条第一項の特定給食施設に該当する場合
- 二 健康増進法第十八条第一項第二号に規定する指導及び助言により、条例第五条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を届け出た場合
- 三 当該給食施設における給食数が、一回二十食未満であり、かつ、一日五十食未満である場合

（食品衛生責任者の設置）

第十二条 条例別表第一の1食品衛生責任者等の部1の項(1)の規則で定める許可は、栃木県食品衛生条例（昭和四十五年栃木県条例第五号）第三条第一項の許可とする。

（食品衛生責任者設置の報告）

第十三条 条例別表第一の1食品衛生責任者等の部1の項(1)に規定する報告は、別記様式第十五号による報告書を提出して行わなければならない。

別記様式第三号から別記様式第七号までを次のように改める。

別記様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

食品衛生管理者選任(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、法第48条第8項の規定により届け出ます。
(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目(「届出者情報」及び「施設情報」に限る。)は記載を省略することができます。)

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任(変更)年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(表)

別記様式第4号(第6条関係)

年 月 日

【許可・届出共通】

栃木県 保健所長 様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

法(第55条第1項・第57条第1項)の規定により、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		
	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【許可のみ】		(裏)		
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	法又は法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/>			
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

(表)

別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、法(第56条第2項・第57条第2項)の規定により届け出ます。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が2人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

(裏)

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考			

(表)

別記様式第6号(第8条関係)

年 月 日

【許可・届出共通】

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

栃木県 保健所長 様

営業許可申請書・営業届(変更)

規則第71条の規定により、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 法又は法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

(表)

別記様式第7号(第9条関係)

年 月 日

【許可・届出共通】

栃木県 保健所長 様

営業許可申請書・営業届(廃業)

規則第71条の2の規定により、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
指定成分等含有食品を取り扱う施設			<input type="checkbox"/>
輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

別記様式第八号から別記様式第十五号までを削る。

(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年栃木県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 (第三条、第四条関係)		別表第一 (第三条、第四条関係)	
条 例 等	規 定	条 例 等	規 定
略	略	略	略
栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成十年栃木県条例第三十七号)		食品衛生法施行条例(平成十二年栃木県条例第四号)	
略		別表第一の施設における衛生管理の表第三項第十一号、第四項第二号、第五項第二号及び第七項第二号	
略		略	

(栃木県食品衛生条例施行規則の廃止)

第三条 栃木県食品衛生条例施行規則(昭和四十五年栃木県規則第三十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県規則第二十九号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三 (第13条関係)		別表第三 (第13条関係)	
体 育	附 属 設 備	体 育	附 属 設 備

施設名	及び器具名	使用単位	使用料	施設名	及び器具名	使用単位	使用料
略				略			
栃木県 総合運動公園 北・中央 エリア	放送設備	略	略	略	栃木県 総合運動公園 北・中央 エリア	放送設備	略
		略	略	略			略
		武道館	略	略			略
		略	略	略			略
	多目的広場 (投てき場)	午前8時 30分から 正午まで の時間1 回につき	650円	略			
	正午から 午後6時 までの時 間1回に つき	840円	略				
	午前8時 30分から 午後6時 までの時 間1回に つき	1,460円	略				
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

記号表参照1中(㏍㏍)及び記号表参照1中(㏍㏍)中

- A 陸上競技場 B 第2陸上競技場 C 野球場(本球場) D 野球場A
 E 野球場B F 野球場C G ウォームアップ場 H サッカー・ラグビー場
 I 相撲場 J トレーニング室 K テニスコート
 L 武道館 (a 第1道場全部の利用 b 第1道場2/3の利用
 c 第1道場1/3の利用 d 第2道場全部の利用
 e 弓道場(近的射場))
- M 会議室 (a 陸上競技場会議室1 b 陸上競技場会議室2
 c 陸上競技場会議室3 d 陸上競技場会議室4
 e 陸上競技場会議室5 f 陸上競技場会議室6
 g 陸上競技場会議室7 h 陸上競技場会議室8)

- i 陸上競技場会議室9
- k 第2陸上競技場会議室
- m サッカー・ラグビー場会議室
- o 武道館会議室1
- q 武道館会議室3
- N ラウンジ { a ラウンジ1 b ラウンジ2 c ラウンジ3
d ラウンジ4 e ラウンジ5 f マロニエラウンジ }
- O 師範室 (a 師範室1 b 師範室2)
- P 控室 (a 控室 b 役員控室)
- j 陸上競技場会議室10
- l 野球場(本球場)会議室
- n テニスコート会議室
- p 武道館会議室2
- r 武道館会議室4

せ

- Q 放送設備 { a 陸上競技場 b 第2陸上競技場
c 野球場(本球場) d サッカー・ラグビー場
e テニスコート f 武道館第1道場
g 武道館第2道場 h 武道館弓道場(近的射場) }
- R フロアシート { a 武道館第1道場 b 武道館第2道場
c 武道館弓道場(近的射場) }
- S 大型映像装置 T 電光掲示板 U 移動式電光掲示板
- V 照明設備 { a 陸上競技場1/5灯 b 陸上競技場1/4灯
c 陸上競技場1/3灯 d 陸上競技場1/2灯
e 陸上競技場4/5灯 f 陸上競技場全灯
g 野球場(本球場)2/5灯
h 野球場(本球場)2/3灯
i 野球場(本球場)全灯 j テニスコート
k 武道館第1道場1/3灯 l 武道館第1道場2/3灯
m 武道館第1道場全灯 n 武道館第2道場
o 武道館弓道場(近的射場) }
- W 冷房設備 (a 武道館第1道場 b 武道館第2道場)
- X 暖房設備 (a 武道館第1道場 b 武道館第2道場)

- A 陸上競技場 B 第2陸上競技場 C 野球場(本球場) D 野球場A
- E 野球場B F 野球場C G ウォームアップ場 H サッカー・ラグビー場
- I 相撲場 J トレーニング室 K テニスコート
- L 武道館 { a 第1道場全部の利用 b 第1道場2/3の利用
c 第1道場1/3の利用 d 第2道場全部の利用
e 弓道場(近的射場) }
- M 多目的広場(投てき場)

- N 会議室 { a 陸上競技場会議室1 b 陸上競技場会議室2
c 陸上競技場会議室3 d 陸上競技場会議室4
e 陸上競技場会議室5 f 陸上競技場会議室6
g 陸上競技場会議室7 h 陸上競技場会議室8
i 陸上競技場会議室9 j 陸上競技場会議室10
k 第2陸上競技場会議室 l 野球場(本球場)会議室
m サッカー・ラグビー場会議室 n テニスコート会議室
o 多目的広場(投てき場)会議室
p 武道館会議室1 q 武道館会議室2
r 武道館会議室3 s 武道館会議室4 }
- O ラウンジ { a ラウンジ1 b ラウンジ2 c ラウンジ3
d ラウンジ4 e ラウンジ5 f マロニエラウンジ }

P 師範室 (a 師範室1 b 師範室2)	に改め	
Q 控室 (a 控室 b 役員控室)		
R 放送設備		
a 陸上競技場		b 第2陸上競技場
c 野球場(本球場)		d サッカー・ラグビー場
e テニスコート		f 武道館第1道場
g 武道館第2道場		h 武道館弓道場(近的射場)
i 多目的広場(投てき場)		
S フロアシート		
a 武道館第1道場 b 武道館第2道場		
c 武道館弓道場(近的射場)		
T 大型映像装置		U 電光掲示板 V 移動式電光掲示板
W 照明設備		
a 陸上競技場1/5灯		b 陸上競技場1/4灯
c 陸上競技場1/3灯		d 陸上競技場1/2灯
e 陸上競技場4/5灯	f 陸上競技場全灯	
g 野球場(本球場)2/5灯		
h 野球場(本球場)2/3灯		
i 野球場(本球場)全灯	j テニスコート	
k 武道館第1道場1/3灯	l 武道館第1道場2/3灯	
m 武道館第1道場全灯	n 武道館第2道場	
o 武道館弓道場(近的射場)		
X 冷房設備 (a 武道館第1道場 b 武道館第2道場)		
Y 暖房設備 (a 武道館第1道場 b 武道館第2道場)		

る。

附 則

- この規則は、令和三年六月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

訓 令

栃木県訓令第十一号

栃木県那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所

深山ダム操作規程及び板室ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

深山ダム操作規程及び板室ダム操作規程の一部を改正する訓令

(深山ダム操作規程の一部改正)

第一条 深山ダム操作規程(平成七年栃木県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(予備警戒時における措置) 第十九条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。 一 略 二 水害が予想される際には、別に定める事前放	(予備警戒時における措置) 第十九条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。 一 略

流美施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

三〇七 略

(洪水警戒時における措置)

第二十条 洪水警戒時においては、前条第一号及び第三号から第六号までに掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 略

三 水害が予想される際には、別に定める事前放流美施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

四 略

(洪水時における措置)

第二十一条 洪水時においては、第十九条第四号及び第五号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

一〇三 略

別表第1 (第13条、第18条、第19条関係)

区分	通知の相手		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	略			
	大田原市長	総合政策部 危機管理課	略	
	略			
	栃木北東地区消防指令センター		略	
(二)	関東地方整備局長	常陸河川国道事務所 占用調整課	略	

二〇六 略

(洪水警戒時における措置)

第二十条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 略

三 略

(洪水時における措置)

第二十一条 洪水時においては、第十九条第三号及び第四号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

一〇三 略

別表第1 (第13条、第18条、第19条関係)

区分	通知の相手		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	略			
	大田原市長	企画部総務課	略	
	略			
	黒磯那須消防組合消防本部		略	
	大田原地区広域消防組合消防署	黒羽分署	加入電話	
(二)	関東地方整備局長	常陸河川国道事務所 河川管理課	略	

(板室ダム操作規程の一部改正)

第一条 板室ダム操作規程(平成七年栃木県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1 （第14条、第19条、第20条関係）					別表第1 （第14条、第19条、第20条関係）				
区分	通知の相手		通知の方法	摘要	区分	通知の相手		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称				名称	担当機関の名称		
(一)	略		略	略	略		略	略	略
	大田原市長	<u>総合政策部 危機管理課</u>			大田原市長	<u>企画部総務課</u>			
	略				略				
(一)	<u>栃木北東地区消防指令センター</u>		略	略	(一)	<u>黒磯那須消防組合消防本部</u>		略	略
					(一)	<u>大田原地区広域消防組合消防署</u>	<u>黒羽分署</u>		
(二)	関東地方整備局長	常陸河川国道事務所占有調整課	略		(二)	関東地方整備局長	常陸河川国道事務所河川管理課	略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(農地整備課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則（平成十七年栃木県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県公安委員会、栃木県警察本部長及び警察署長（以下「公安委員会等」という。）に対して行われる申請等のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができるもの及びその手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定）

第三条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、別表の上欄に掲げる法令について、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づくものとする。

（申請等の手続）

第四条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、栃木県公安委員会（以下「委員会」という。）の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、委員会の指定する電子情報処理組織を使用する方法により

入力して行わなければならない。

ない。

2 前項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第一項の規定により行おうとする者が、第一項及び第二項の規定により当該数通の書面等のうち一通に記載され、又は記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され、又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

改正前

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県公安委員会、栃木県警察本部長及び警察署長（以下「公安委員会等」という。）に対して行われる申請等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができるもの及びその手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定）

第三条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術活用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、別表の上欄に掲げる法令について、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づくものとする。

（申請等の手続）

第四条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、栃木県公安委員会（以下「委員会」という。）の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

ない。

2 前項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に識別番号及び暗証番号を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- 三 前二号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表 (第三条関係)

一 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)	第十六条第二項及び第三項
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)	第十七条第一項
三 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)	第七十八条第一項、第四項及び第五項

別表 (第三条関係)

一 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)	第十七条
一 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)	第三十一条の六
三 技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号)	第八条第二項(第十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

企 業 司

栃木県公営企業訓令第3号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県発電管理事務所管理規程(昭和四十七年栃木県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告事項) 第二十五条 所長は、発電施設の管理に関し次表の	(報告事項) 第二十五条 所長は、発電施設の管理に関し次表の

上欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の下欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。

番号	報告書	提出期日
一	略	略
二～六 略		
七	ダム(基礎地盤から堤頂までの高さ十五メートル以上のものに限る。以下第十号までについて同じ。)漏水状況報告	略
八～十一 略		

(書類・帳簿の整備)

第二十六条 発電管理事務所は、別に定めるもののほか、その管理に関し次に掲げる書類及び帳簿のうち所掌事務に係るものを作成し整理しておかなければならない。

一～五 略

六～十六 略

上欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の下欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。

番号	報告書	提出期日
一	発電実績速報	当日分を翌日の十時まで
二	略	略
三～七 略		
八	ダム(基礎地盤から堤頂までの高さ十五メートル以上のものに限る。以下第十一号までについて同じ。)漏水状況報告	略
九～十二 略		

(書類・帳簿の整備)

第二十六条 発電管理事務所は、別に定めるもののほか、その管理に関し次に掲げる書類及び帳簿のうち所掌事務に係るものを作成し整理しておかなければならない。

一～五 略

六 無線業務日誌

七～十七 略

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第四号

本
発電管理事務所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。)第四十二条第一項の規定に基づき、<u>法第三十八条第二項</u>に規</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。)第四十二条第一項の規定に基づき、<u>法第三十八条第三項</u>に規</p>

定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。

（主任技術者の選任）

第五条 略

2 略

3 法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物の主任技術者の選任に当たっては、前項の規定にかかわらず、当該自家用電気工作物を管理する事業場又はこれに密接な関連を有する事業場の中から適切と認める者を選任することができる。

定する事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。

（主任技術者の選任）

第五条 略

2 略

3 法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物の主任技術者の選任に当たっては、前項の規定にかかわらず、当該自家用電気工作物を管理する事業場又はこれに密接な関連を有する事業場の中から適切と認める者を選任することができる。

別表第三中	「通信線路	測定試験	」	1回／3年	を
	無線通信装置	測定試験		1回／年	
	「通信線路	測定試験	」	1回／3年	に改める。
		通話試験		適時	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第4（第12条、第14条、第15条関係） 細則一覧		別表第4（第12条、第14条、第15条関係） 細則一覧	
項目	規程・要領	項目	規程・要領
1 運転、操作、保守に関するもの		1 運転、操作、保守に関するもの	
(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領	(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領
(2) 土木関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム 操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作 規程	(2) <u>通信</u> 関係	<u>無線局管理運用要領</u>
		(3) 土木 関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム 操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作 規程
2 非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領	2 非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領

附 則

この条例を、令和3年5月31日をもって施行する。

(昭和三十八)